

高齢者法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和8年7月3日

国土交通省住宅局

国土交通省では、令和8年5月19日から令和8年6月18日まで、高齢者住まい法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、11件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

- ① 募集期間：令和8年5月19日（水）～令和8年6月18日（木）
- ② 周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）
- ③ 意見提出方法：インターネット、電子メール、FAX及び郵送

2. 意見数

提出意見数 11件

3. お問い合わせ先

国土交通省住宅局安心居住推進課 意見募集担当

電話番号 03-5253-8952

御意見の概要及び国土交通省の考え方

※とりまとめの都合上、お寄せいただきましたご意見は、同趣旨の論点をまとめて分類の上回答させていただきます。

御意見の概要	国土交通省の考え方
本改正に賛成する。従来、常時介護を要する障害のある高齢者を単身入居から一律除外していた規定を削除し、他の高齢者と同様に扱うものであり、居住の安定確保と差別解消の観点から重要な見直しである。障害福祉や訪問支援の整備が進む中、地域で暮らす選択を保障する妥当な方向性と評価する。 実効性確保のためには、住宅と福祉・介護・医療等の連携強化が不可欠であり、「単身か同居か」によらず、多様な世帯の実態と複合的な支援ニーズを踏まえた柔軟な運用が求められる。同居の有無のみで判断せず、世帯全体の負担や生活継続性を考慮した個別対応が必要である。 また、高齢者世帯には障害、介護、子育て、8050 問題等が重なる場合が多く、住宅施策と福祉分野の連携によって制度の隙間を防ぐことが重要である。今後は複合世帯の実態把握を進め、分野横断的支援につなげるとともに、多様な生活実態に応じた居住安定施策の推進を期待する。	住宅確保に関し様々な課題を有する者や複数の支援を要する者がおり、世帯として複合的な課題に直面している状況は認識している。 こうした方々を支えるためには、住宅と福祉が連携し、入居前・入居中・退去時の一連の居住支援を実施していく取組や体制整備が重要である。国としては、改正住宅セーフティネット法等に基づき、国交省・厚労省が連携して、居住支援協議会の設立促進や自治体の住宅部局と福祉部局、不動産事業者・団体、福祉関係事業者・団体、居住支援法人等における連携支援、居住サポート住宅をはじめとする住まいの確保等に取り組んでいるところである。 高齢者住まい法が対象としているのは、自治体などが整備する「高齢者向け住宅」であるが、これらの住宅も地域の居住支援体制を支える住宅ストックの一つであり、上記の横断的な連携が重要となる。いただいたご意見も踏まえ、引き続き、各地域において「きづき」と「つなぎ」の居住支援が実践されるよう施策を推進してまい

今回の改正に賛成する。その方向性を実効性あるものとするため、単身高齢者に限らず、高齢者と障害のある家族の同居世帯、介助者との同居が必要な世帯、祖父母が孫を育てる世帯、高齢者・障害者・児童が重なる世帯についても、今後の運用や実態把握、制度検討において考慮すべきである。	今回の改正対象である高齢者住まい法第四十五条に規定する民間賃貸住宅は、高齢者向け住宅であるため、非高齢者のみでの入居は制度上対象外であるが、単身の高齢者だけでなく、「障害者や児童（法令から引用：配偶者（婚姻の届出を出していないが、事実上夫婦と同様の関係にある者を含む配偶者）、配偶者を除く六十歳以上の親族又は入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者と同居させることが必要であると地方公共団体の長が認める者）」については同居を可能としている。したがって、ご指摘の「障害のある家族を支える高齢者」「祖父母が孫を育てる世帯」など「高齢者・障害者・児童が重なる世帯」についても認められる。また、複数の課題が重なる人々に対する支援の重要性は、国としても認識しており、引き続き施策を推進してまいる。
現行の規定は、常時介護が必要で訪問介護サービスでは対応できない者は、同居人があっても入居できるという趣旨ではないのか。	高齢者住まい法施行規則第五条第二項は、「身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者」については、単身入居を認めず、六十歳以上の親族等との同居が必要であるという趣旨である。 したがって、現行制度上、ご指摘の「常時介護が必要で訪問介護サービスでは対応できない者」については、本人が単身入居を希望していたとしても、同居人がなければ入居できない可能性がある。なお、今回の改正に伴い、同規則第五条第二項イに規定する「同居者がいない者」から「身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者」を除外する条文が削除され、当該者について、単身入居が一律に排除されることはなくなる。